

「三重県土砂等の埋立て等の規制に
関する条例」の規制のあり方について

（中間案）

令和 6 年 9 月

三重県環境審議会土砂条例部会

<目 次>

1	条例の規制のあり方の見直し検討の必要性等	1
2	条例の制定のあり方の見直しについての基本的な考え方	2
3	条例の規制で改定する内容	4
	(1) 土砂災害の未然防止に関する規定の整理	
	① 形状及び構造上の基準の適用範囲	4
	② 土砂等搬入禁止区域の指定	7
	(2) 土砂基準の確認に関する規定の整理	
	③ 埋立地等の把握	8
	④ 住民への周知	10
	⑤ 土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制	12
	(3) 雑則	
	⑥ 市町との連携	14
	⑦ 欠格要件	14
	⑧ 適用除外	15
	⑨ 経過措置	16
	(4) 罰則等	
	⑩ 命令、罰則	17
	【参考資料】	
	資料1 三重県環境審議会土砂条例部会委員名簿	18
	資料2 諮問書(写)	19

1 条例の規制のあり方の見直し検討の必要性等

(1) 条例制定の経緯

条例制定前、三重県では、港湾を經由して紀北町、尾鷲市地域に都市圏から大量の土砂等が搬入され、山間部の谷地の埋立てや農地の嵩上げ等が行われており、中には無秩序に積上げられる事案も見られました。そのため、埋立地の周辺においては、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について地域住民に不安が広がっていました。

また、土砂等の搬入に関し、県内の他の地域でも小規模な土砂等の搬入事案が見受けられ、課題に発展しそうな事案もありました。

これらの行為に対しては、既存法令により災害の防止や生活環境の保全等の観点で一定の規制がなされていましたが、適用範囲や条件が限られていたことから、効果的な規制指導が困難な場合がありました。

土砂等の埋立て等の行為に対して、県内には統一的な規制制度はなく、県民の不安を払拭するには、現行の法律や条例あるいは監視体制の整備では十分に対応することができないという課題や、全国的な大規模投資の進展による土砂等の流入の懸念もあったことから、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、土砂等の埋立て等の行為による災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全に資する条例を制定する必要があると考え、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」(以下「条例」という。)を令和2年4月に施行しました。

(2) 条例の規制のあり方の見直し検討の必要性

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で規制するため、国においては、「宅地造成等規制法」を改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という。)が令和5年5月に施行されました。

盛土規制法では、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点で規制がされ、条例と規制の重なりが生じたことから、条例の規制のあり方について整理が必要です。

また、埋立て等に使用される土砂等に対する土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準(以下「土砂基準」という。)が、盛土規制法には定められていないことから、引き続き条例で確認することが必要です。

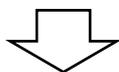
2 条例の規制のあり方の見直しについての基本的な考え方

現状

- 静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ宅地造成等規制法が、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に改正され、三重県では盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域（規制区域）の指定に向けた作業を進めているところです。
- 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の施行から4年が経過し、運用等の整理も行う必要があります。

課題

- 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止と生活環境の保全の観点から、条例を運用してきたところ、盛土規制法において、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、全国一律の基準が定められたため、規制の重なりが生じています。
- 盛土規制法では、土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（土砂基準）による規制が行われないため、一定規模以上の土砂等の埋立て等については、条例で土砂基準に適合しているかを確認する必要があります。



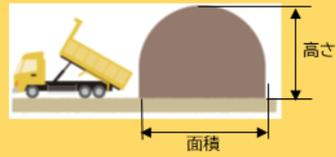
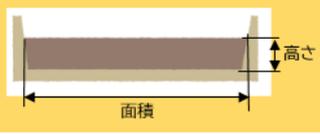
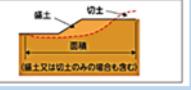
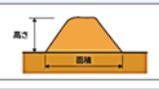
条例の規制のあり方見直し後の規制のイメージ

- 盛土規制法の規制区域内
 - ・土砂基準による土砂の安全性の確認
- 盛土規制法の規制区域外
 - ・形状及び構造上の基準による災害防止の観点からの安全性の確認
 - ・土砂基準による土砂の安全性の確認

条例の主な見直しの内容

- 盛土規制法で災害の発生のおそれがないと整理された行為（鉱山保安法や砂利採取法等で行う工事、埋立て）については、条例の構造基準を適用しない
- 盛土、一時堆積については、盛土規制法の規制区域内では条例の構造基準を適用しない（規制区域外では条例の構造基準を適用）
- 条例の構造基準を適用しないとした行為については、土砂基準の確認のため許可制度に代えて届出制度とする（土砂基準の確認に関する規定は継続）

条例と盛土規制法の比較（現状）

	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	宅地造成及び特定盛土等規制法				
目的	土砂等の崩落、飛散、又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全	崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止				
規制区域	県内全域	宅地造成等工事規制区域(宅造区域) 特定盛土等規制区域 (特盛区域)				
許可が必要な規模	<p>土砂等の埋立て等の面積が3,000㎡以上かつ高さ1m超</p> <p><盛土> ●農地や宅地の造成等</p>  <p><切土> ※条例の対象外</p>  <p><堆積(一時保管含む)> ●ストックヤード等</p>  <p><埋立て> ●周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること</p> 	<p>赤文字 宅地造成等工事規制区域 (左側の数値) 青文字 特定盛土等規制区域 (右側の数値)</p> <p><盛土・切土> ※谷や沢を埋め立てて行う盛土は「谷埋め盛土」として定義</p> <p>要件</p> <table border="1"> <tr> <td>①盛土で高さが1m超 2m超 の崖を生ずるもの</td> <td>②切土で高さが2m超 5m超 の崖を生ずるもの</td> <td>③盛土と切土を同時にし、高さが2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)</td> </tr> </table> <p>イメージ図</p>  <p>④盛土で高さが2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)</p>  <p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)</p>  <p><一時的な土石の堆積></p> <p>要件</p> <table border="1"> <tr> <td>⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超 かつ面積が300㎡超 1,500㎡超 となるもの</td> </tr> </table> <p>イメージ図</p>  <p>⑦最大時に堆積する面積が500㎡超 3,000㎡超 となるもの</p> 	①盛土で高さが1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にし、高さが2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超 かつ面積が300㎡超 1,500㎡超 となるもの
①盛土で高さが1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にし、高さが2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)				
⑥最大時に堆積する高さが2m超 5m超 かつ面積が300㎡超 1,500㎡超 となるもの						
構造基準 (災害防止)	あり	あり (条例と同等以上)				
土砂基準 (土壌の汚染)	埋立て等に使用される土砂が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準あり	なし				

3 条例の規制で改定する内容

盛土規制法の規制区域の指定が行われることに伴い、条例では、次の規定の改定を行うことが適当であると考えます。

(1) 土砂災害の未然防止に関する規定の整理

① 形状及び構造上の基準の適用範囲

【改定する内容】

次の行為については条例の形状及び構造上の基準（以下「構造基準」という。）を適用しないこととします。

- 1 盛土規制法の規制区域内における盛土及び一時堆積
- 2 盛土規制法で宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等として定められた行為
- 3 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て（盛土規制法の規制対象外）

(改定の趣旨)

盛土規制法では、盛土等（盛土、切土、一時堆積）による災害から国民の生命・身体を守る観点で、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制しています。主な規制内容は、規制区域（盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域）を指定し、土地の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象等とし、災害防止のために必要な許可基準を設定し、許可基準に沿った安全対策が行われているか確認を行うものとなっています。

条例でも災害の未然防止の観点から構造基準を設けており、盛土規制法と規制の重なりが生じていることから、規制区域内で行う行為については、条例の構造基準を適用しないことが適当と考えます。

1 盛土規制法の規制区域内における盛土及び一時堆積

盛土規制法で規制対象となる行為（盛土及び一時堆積）については、条例よりも許可の対象とする行為が多く、構造基準もより詳細に定められており、条例より厳しい規制が行われていることから、条例の構造基準を適用しないことが適当と考えます。

2 盛土規制法で宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等として定められた行為

盛土規制法で宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等として定められた行為（鉱山保安法第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る行為や砂利採取法第十六条の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事等）は、当該行為の実施について、個別法で安全が担保されていること、遵守すべき一定の基準や行為制限が設けられていることから規制の対象となっておりません。条例では規制対象としていますが、盛土規制法では災害のおそれはないとされていることから、今後は条例においても、当該行為について条例の構造基準を適用しないことが適当と考えます。

3 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て（盛土規制法の規制対象外）

条例では、地盤面より低い窪地等を埋め立てることを「埋立て」として規制しています。

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て行為については、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないことから、盛土規制法で規制対象外とされており、条例においても、四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て行為については、構造基準を適用しないことが適当と考えます。

なお、谷や沢の埋立てや堤体を有するため池等を埋める行為については、盛土規制法で「盛土」として整理され、規制対象としています。

- ・ 条例制定時、三重県では、港湾を經由した大量の土砂等の搬入、山間部の谷地の埋立てや農地の嵩上げ等が行われており、中には無秩序に積み上げられている事案も見られました。埋立地の周辺においては、崩落事故の発生や有害物質の混入等による生活環境への影響について地域住民に不安が広がっていたことから、県内の土砂等の埋立ての規制に関する知見も少ない中、住民の不安を払拭するため、盛土規制法の規制対象とはならない「埋立て」について、規制対象としました。
- ・ 令和5年には、条例と同じく、土砂災害の防止を目的とする「盛土規制法」が施行され、同法において、四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする埋立て行為は、土砂災害のおそれがない行為としています。また、谷や沢の埋立てる場合や、堤体を有するため池等を埋める行為等は「盛土」と定義しています。

- ・条例の施行から4年が経過し、「埋立て」に関する許可については、いずれの区域も区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生は確認されていません。

(参考) 条例と盛土規制法の構造基準、許可後の検査等の比較

①構造基準

	条例	盛土規制法
高さ制限（安定計算無しの場合）	15m以下	15m以下
勾配（安定計算無しの場合）	1 : 1.8 以下 ※1:1.8≒30度	30度以下
小段	1 m	1 ~ 2 m
締固め厚	30cm 以下	30cm 以下
風化浸食対策	有	有
滑り対策	有	有
沈下対策	有	有
湧水浸透水対策	有	有
表面水対策	有	有
沈砂池・調整池	有	有
安全率（地震時）	1.2(1.0)	1.5(1.0)

②許可後の検査等

	条例	盛土規制法
定期報告 （土砂等使用量報告等）	有	有
中間検査	無	有
完了検査（現場確認）	有	有

③罰則（代表的なもの）

	条例	盛土規制法
無許可行為	懲役2年以下 罰金100万円以下	懲役3年以下 罰金1,000万円以下 （法人は罰金3億円以下）
命令違反	懲役2年以下 罰金100万円以下	懲役3年以下 罰金1,000万円以下 （法人は罰金3億円以下）

② 土砂等搬入禁止区域の指定

【改定する内容】

1 土砂等搬入禁止区域の指定

「土砂等搬入禁止区域の指定」に係る規定については、盛土規制法の規制区域内においては、適用しないこととします。

（改定の趣旨）

不適正な土砂等の埋立て等が行われている場合は、当該行為者等に対する行政指導や命令等を行うこととなりますが、これらの者が指導等に従わず土砂等の搬入が継続された場合には、土砂等の崩落、飛散又は流出により災害が発生し、人の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれが生じることが想定されます。

そこで、条例では災害の発生を未然に防止し、県民生活の安全を確保するため、現に土砂等の埋立て等が行われている土地とその周辺の区域に土砂等の搬入を禁止する必要があると知事が認めた場合、その区域を土砂等搬入禁止区域として指定することができることとしています。

「土砂等搬入禁止区域の指定」は、土砂災害により人の生命等に危害が及ぶおそれが生じる場合に行うものです。盛土規制法の規制区域内では、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、条例より幅広い規模の行為に技術的基準が適用されることや、改善命令等の指導も行われることから、条例による指定は行わないことが適当と考えます。

(2) 土砂基準の確認に関する規定の整理

③ 埋立地等の把握

【改定する内容】

1 土砂等の埋立て等の届出

盛土規制法の規制区域内で土砂等の埋立て等を行おうとする者は、土砂等埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事に届出なければならないこととします。

ただし、土砂等の埋立て等であって、土砂等埋立て等区域の面積が3,000㎡未満であるもの又はその高さが1m以下のものについては、届出を要しないこととします。

2 届出の手續

届出を行おうとする者は、土砂等の埋立て等の目的、位置、規模、期間、管理事務所の所在地、管理責任者の氏名・職名、埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置、埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するための措置及び説明会の開催の状況、その他埋立て等区域内の土壌の汚染状況の調査結果等を添付した届出書を知事に提出しなければならないこととします。

(改定の趣旨)

条例では、災害発生や有害物質の混入等による周辺環境の悪化が懸念される一定規模以上の埋立て等の行為については、使用される土砂等の量が多く、人の生命、身体、財産、生活環境へ影響を与えるおそれがあるため、許可制として安全性を確保できる土砂等の埋立て等のみを認めてきました。

盛土規制法の規制区域内では、盛土規制法の構造基準が適用されるため、条例の構造基準は適用しないこととしますが、盛土規制法には生活環境の保全の観点が含まれないことから、土砂基準については、引き続き条例で確認を行う必要があります。

土砂基準の適合状況の確認は、土砂等の埋立て等の行為着手後に主眼を置いていることから、現在の許可制度でも、搬入される土砂等に対して「土砂等搬入報告書」、「土砂等発生元証明書」や、「水質調査及び土壌の汚染状況の調査」等により確認を行っています。

そのため、届出制度としても、搬入場所の事前把握とこれまでと同じ適合状況の確認で生活環境の保全の確保が可能と考えます。

届出は、土砂等の埋立て等の目的、位置、規模、生活環境を保全するための措置、説明会の開催状況、埋立て区域内の土壌の汚染状況の調査結果等を示す書類

を事前に提出させることにより、県が事業内容を把握し、適切に指導・監督を行うことが適当と考えます。

なお、盛土規制法の規制区域外の土砂等の埋立て等の行為のうち、条例の構造基準を適用しない行為についても届出書により県が土砂基準を確認することが適当と考えます。(資料1-2～1-4参照)

④ 住民への周知

【改定する内容】

1 説明会の開催等

届出を行う者は、届出に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、届出書の内容を周知するための説明会の開催等を行わなければならないこととします。

2 周辺地域の住民の意見及び意見への対応

届出を行う者は、説明会等を通じて、事前に周辺地域の住民へ工事の内容（届出に記載すべき事項）を周知し、周辺地域の住民から意見を聞き取るとともに、必要に応じて事業に反映するよう努めるものとします。

3 開催状況を記載した書面の提出

届出を行う者は、説明会の開催の状況、意見書の概要及びその意見への対応状況を記載した書面等を作成し、届出書等とともに知事に提出しなければならないこととします。

4 関係書類の閲覧

知事は、届出があった場合は、遅滞なく、当該届出日から完了等の届出があった日までの間、当該事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を閲覧に供することとします。

（改定の趣旨）

埋立て等区域の周辺地域の住民は土砂等の埋立て等の事業が行われることを事前に把握することができず、周辺環境の悪化に対する不安を抱くことが懸念されます。

土砂等の埋立て等に関しては、有害物質による汚染など、生活環境に与える影響が大きいため、当該事業について事前に、埋立て等区域の周辺地域の住民が把握できる制度が必要と考えます。

届出予定者は、周辺地域の住民に対する説明会で、事業計画及び生活環境の保全に係る措置等の届出書の内容を周辺地域の住民の理解を得るために説明し、また、周辺地域の住民は当該事業計画に対して生活環境保全上の見地から意見書の提出により意見を述べることにより、両者の信頼関係の構築を図ることが必要と考えます。

住民の不安を払拭するため、説明会は開催することを原則とし、住民の要望により回覧を求められた場合等、届出予定者の責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない場合は、説明会の開催以外の方法により周知することも可能と考えます。

また、周辺地域の住民が意見を述べることができるようにするため、説明会等の開催日から届出日までは十分な期間（30日程度）を設けることが適当と考えます。

周辺地域の住民へ説明等を行う範囲については、自治会単位を基本として、有害物質の混入等による生活環境への影響が及ぶことが想定される範囲が適当と考えます。

なお、周知範囲については地域事情を考慮し、県は説明会等の開催前に関係市町に意見照会した後に決定することが適当と考えます。

また、周辺地域の住民が当該事業に関する内容を確認できるよう、県は当該届出について、閲覧に供することが適当と考えます。

⑤ 土砂等の埋立て等が完了するまでの管理に関する規制

【改定する内容】

1 管理台帳の作成等

届出を行った者は、土砂等の埋立て等に用いた土砂等の量等を記載した台帳を作成し、定期的にその内容を知事に報告しなければならないこととします。

2 定期的な水質調査及び土壌の汚染状況の調査

届出を行った者は、土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に埋立て等区域外への排水の水質調査及び土壌の汚染状況の調査を行い、調査結果を知事に報告しなければならないこととします。

また、届出を行った者は、土砂等の埋立て等を完了等したときは、埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て区域内の土壌の汚染状況を調査し、調査結果を知事に報告しなければならないこととします。

3 基準不適合時の対応

届出を行った者は、埋立て等の区域外への排水が水質基準に適合していないこと、又は埋立て区域内の土壌の汚染状況が土砂基準に適合しないことを確認したときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、その原因の調査や土砂等の埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならないこととします。

4 完了時の確認

届出を行った者は、土砂等の埋立て等を完了等したときは、遅滞なく、知事に届け出なければならないこととします。

（改定の趣旨）

周辺地域の住民の安全で安心な暮らしの確保を図るため、土砂等の埋立て等の施工中や完了時等において、届出を行った者も許可を受けた者と同様に、有害物質で汚染された土砂等による水質汚濁や土壌汚染など生活環境への影響を確認する制度が必要と考えます。

届出を行った者は、適正に計画の進捗管理を行うよう、土砂等の埋立て等に用いた土砂等の搬入量等を記載した台帳を作成することとし、県が事業計画の進捗を把握するため、台帳の写しを定期的（6か月に1回）に報告させることが適当と考えます。

届出を行った者は、汚染された土砂等が搬入されてしまった場合に、早期に発見し対策を行えるよう、土砂等の埋立て等作業中に土砂等埋立て等区域外への排

水の水質調査を定期的（6か月に1回）に実施するとともに、土壌の汚染状況の調査（3年に1回程度）を実施し、県に報告する制度を設けることが適当と考えます。

また、土砂等の埋立て等完了時においては、事業者が実施した土壌の汚染状況の調査や水質調査の結果を報告させることにより、周辺環境への影響の有無を確認する制度を設けることが適当と考えます。

(3) 雑則

⑥ 市町との連携

【改定する内容】

1 市町への情報共有

届出があった場合には関係市町長に通知し情報共有を行います。

(改定の趣旨)

土砂等の埋立て等の許可にあたっては、地域の意向や状況を的確に把握する必要があるため、県が許可申請を受理した際又は許可する際には、市町長の意見を聴くこととしていましたが、届出があった場合についても、市町との情報共有が必要と考えることから、生活環境に対する影響が及ぶと考えられる市町へ、県が届出の内容について情報提供を行うことが適当と考えます。

⑦ 欠格要件

【改定する内容】

1 欠格要件

不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれのある者として次の者を加えます。

- ・盛土規制法に基づき罰金刑以上の刑に処され一定期間を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(改定の趣旨)

許可を受けようとする者が、適正かつ確実に埋立て等の行為を行える者かどうかを判断する要件が必要と考えます。環境法令及び森林法や砂防法等の許認可等において土砂等の埋立て等が伴う法令や条例に基づき罰金刑以上の刑に処され一定期間を経過しない者については、不適正な土砂等の埋立て等を行うおそれがあるため欠格要件としています。

「盛土規制法に基づき罰金刑以上の刑に処され一定期間を経過しない者」については、欠格要件に加えることが適当と考えます。

また、本条例に既に規定している法令の規定以外の「法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者」についても、欠格要件に加えることが適当と考えます。

⑧ 適用除外

【改定する内容】

(許可及び届出を要しない事項)

以下の事項に関して、土砂等の埋立て等を行おうとする者は、この条例の許可及び届出の対象から除外します。

- 1 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂等の埋立て等であって当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの
- 2 国、地方公共団体その他別に定める者が行う土砂等の埋立て等
- 3 (1) 採石法第 33 条又は砂利採取法第 16 条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第 15 条第 1 項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等
(3) 土壤汚染対策法第 22 条第 1 項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等
(4) 鉱山保安法第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 4 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等
- 5 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- 6 その他、災害発生や生活環境への影響のおそれの少ない土砂等の埋立て等

(改定の趣旨)

責任の所在、管理体制が明確なもの、災害の発生や生活環境への影響が軽微と考えられ、条例の許可の対象から除外することが適当と整理した行為については、届出についても対象から除外することが適当と考えます。

鉱山保安法第 13 条第 1 項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第 36 条、第 37 条、第 39 条第 1 項若しくは第 48 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事については、盛土規制法で災害の発生のおそれのない行為とされています。

鉱山保安法では、「土壌汚染の原因となる捨石、鉱さい、坑水、排水等について適正に処理すべきこと及び鉱業を休止する場合又は鉱業権を放棄する場合にこれ

らの現況について調査すべきことを、鉱業権者に対し義務付けるとともに、保安のために必要な時は鉱業権者に対し、報告を求め、必要な事項を命じることができ」としており、環境の保全が担保されていると考えます。

また、条例の施行から4年が経過し、鉱山保安法に係る工事については、いずれの区域も区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生は確認されていません。

⑨ 経過措置

【改定する内容】

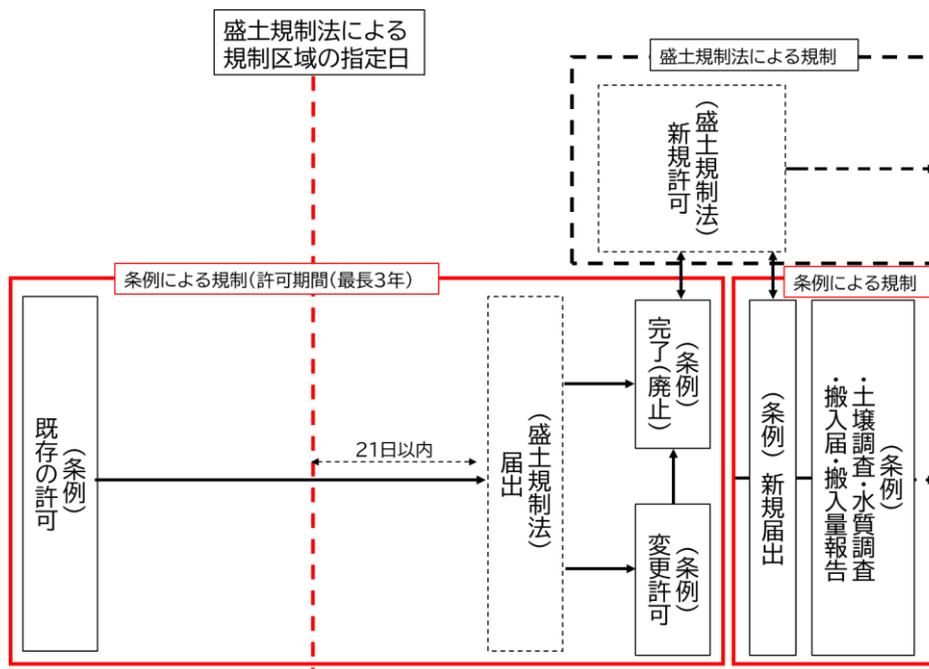
1 経過措置期間を以下のように定めます。

盛土規制法の規制区域の指定の際に、当該規制区域内において既に行われている盛土等のうち、土砂条例の許可を受けている者については、盛土規制法の規制区域の指定日以降も、条例の許可期間内は条例の構造基準を適用します。

（改定の趣旨）

盛土規制法の規制区域の指定の際に、当該規制区域内において既に行われている盛土等のうち、条例の許可を受けている者については、盛土規制法の構造基準が適用されないため、条例の許可期間内は、条例の構造基準を適用することが適当と考えます。

（参考）条例の経過措置のイメージ



(4) 罰則等

⑩ 命令、罰則【条例第 26 条、第 39 条から第 43 条】

【改定する内容】

1 命令

届出を行わずに土砂等の埋立て等を行った者に対して、生活環境の保全上の支障を除去するために命令ができることとします。

2 罰則

条例の届出義務等に違反した者に対しても罰則を科することができる制度とします。

(改定の趣旨)

条例では、土砂等の崩落等の災害発生の防止や生活環境の保全を確保するうえで、条例による規制に強制力を持たせるために、行政処分や罰則等の規定を設けて運用してきました。

届出制度となっても引き続き生活環境の保全を確保するために、土砂基準や水質基準に適合しない土砂等の埋立て等や、無届の土砂等の埋立て等に対して、行政処分や罰則等の規定を設けることが適当と考えます。(資料 1-5、資料 1-6 参照)

三重県環境審議会土砂条例部会委員名簿

(50音順 敬称略)

氏名	所属・役職
石川 友裕	三重県弁護士会推薦弁護士
岡島 賢治	三重大学大学院生物資源学研究科 教授
黒坂 則子	同志社大学法学部 教授
宮岡 邦任	三重大学教育学部 教授 (三重県環境審議会委員)

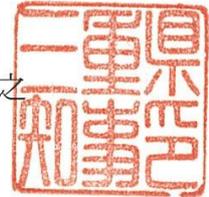
環生第17-153号

三重県環境審議会

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年三重県条例第26号)の規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

令和6年7月4日

三重県知事 一見勝之



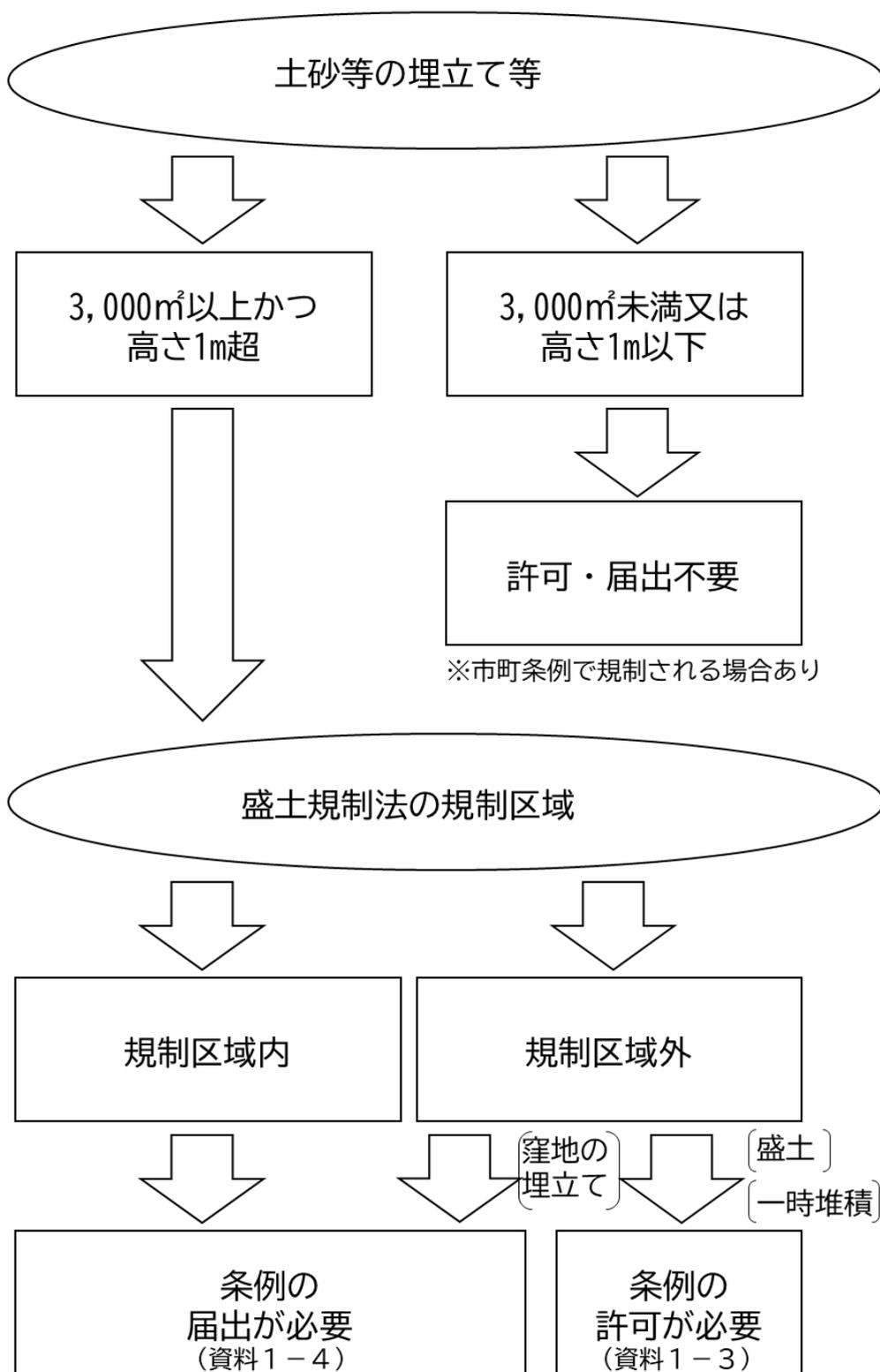
諮 問 理 由

県では、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和2年4月から施行しています。条例では、土砂等の埋立て等に対して、許可審査や監視等の必要な規制を行ってきました。

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、国においては、「宅地造成等規制法」を改正し、崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止を目的とした「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月に施行されました。

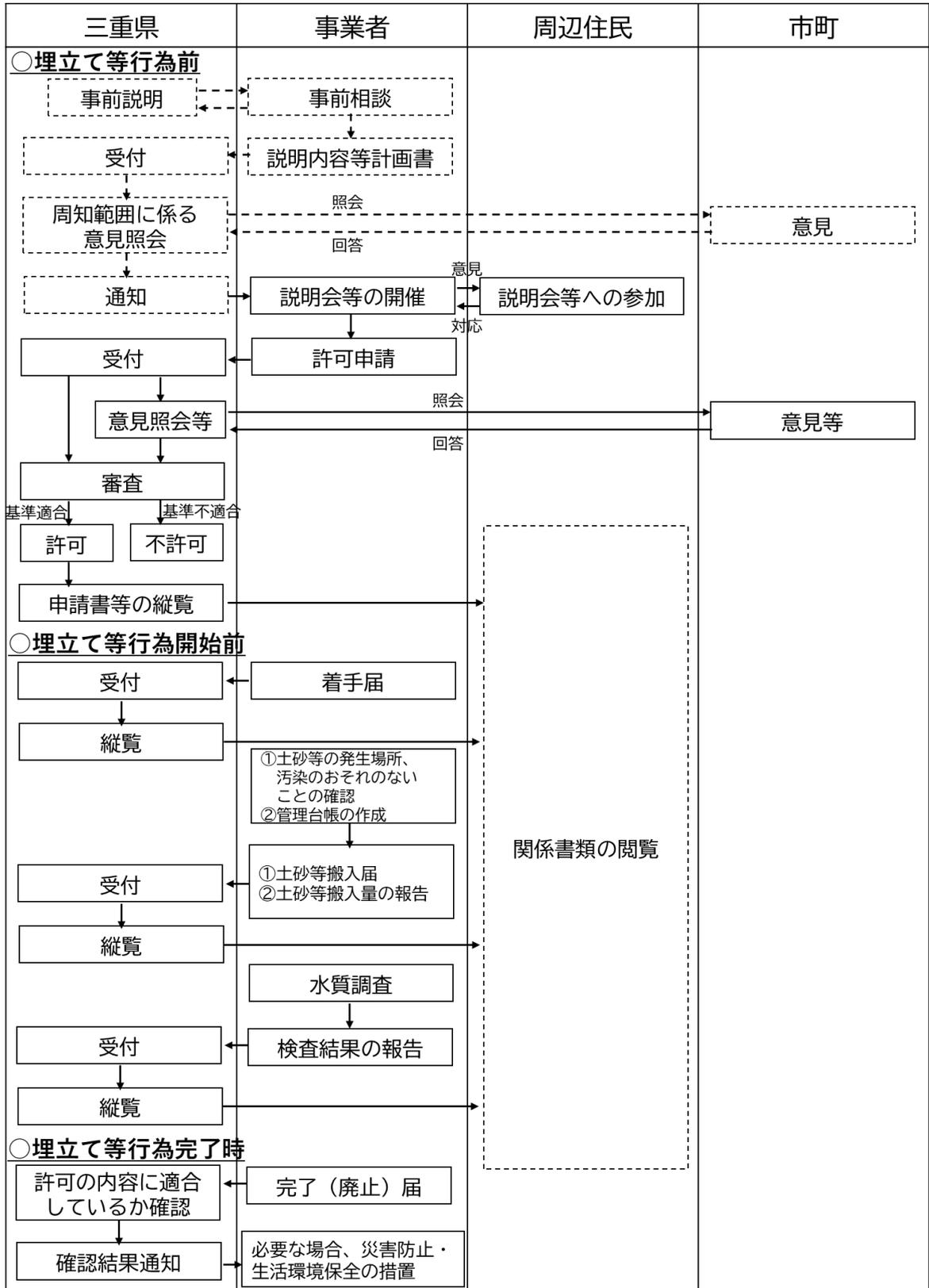
このため、土砂等の流出等による災害の未然防止に関して、条例の規制のあり方について整理が必要です。また、条例の施行から4年が経過し、運用等の整理も行う必要があることから、貴審議会に意見を求めるものです。

条例に基づく申請等手続確認フロー（案）

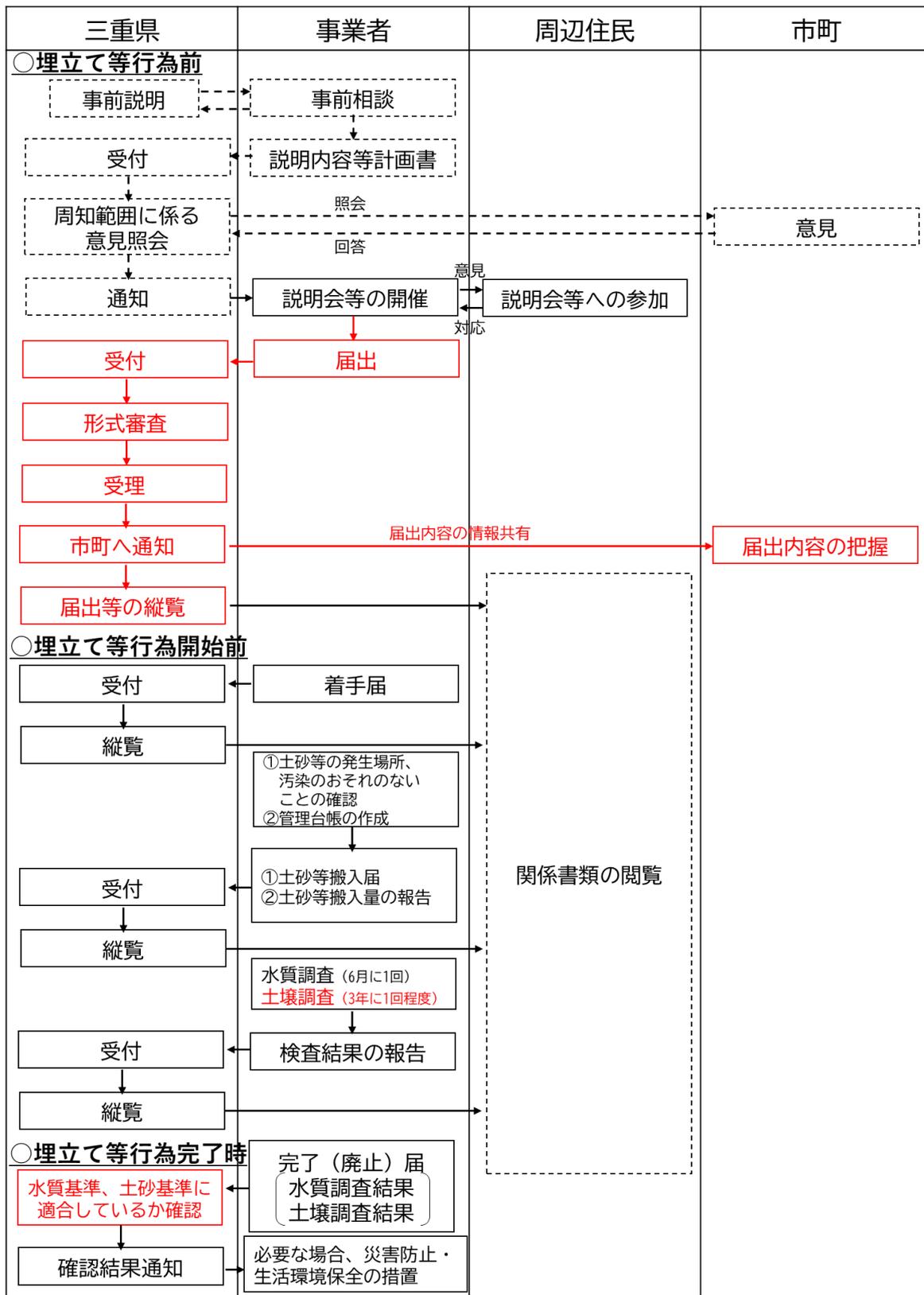


※構造基準は盛土規制法で規制

条例に基づく手続フロー
(許可制度)



条例に基づく手続フロー（案）
（届出制度）



条例の命令規定（案）

条文	内容	要件	対象	命令等の規定	許可制度	届出制度
1 第8条第2項	知事は、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等（前項ただし書に該当するものを除く。次項において同じ。）が行われているおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等が行われているおそれがあると認めるとき	埋立て等を行っている者	・当該埋立て等の停止命令 ・現状を保全するために必要な措置命令	○	○
2 第8条第3項	知事は、土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等が行われたことを確認したときは、当該埋立て等を行った者（当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該埋立て等を行った者が当該埋立て等をするのを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、埋立て等をされた土砂等（当該埋立て等により土砂基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壌の汚染を除去するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、速やかに当該埋立て等区域の周辺地域の住民に情報を提供することができる。	土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等が行われたことを確認したとき	当該埋立て等を行った者（当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等を要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該埋立て等を行った者が当該埋立て等をするのを助けた者があるときは、その者を含む。）	・埋立て等をされた土砂等（当該埋立て等により土砂基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部の撤去命令 ・当該埋立て等による土壌の汚染を除去するために必要な措置命令 ・速やかに当該埋立て等区域の周辺地域の住民に情報の提供	○	○
3 第26条第1項	知事は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂等の埋立て等について第九条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。	埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるとき	当該土砂等の埋立て等について第九条の許可を受けた者	・相当の期限を定めて必要な措置命令 ・相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	—
4 第26条第2項	知事は、第九条又は第十五条第一項の規定に違反して許可を受けないで土砂等の埋立て等を行った者又は第●条の規定に違反して届出を行わないで土砂等の埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部又は一部を撤去するとともに、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。	許可、届出又は変更許可を受けないで土砂等の埋立て等を行ったとき	許可、届出又は変更許可を受けないで土砂等の埋立て等を行った者	・相当の期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部又は一部の撤去命令 ・必要な措置命令 ・相当の期間を定めて当該土砂等の埋立て等の停止命令	○	○
5 第26条第3項	知事は、第二十四条第三項又は次条第二項に規定する者が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	・完了（廃止）届の確認の結果、適合していない旨の結果通知があった者 ・許可の取消しを受けた者	土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないとき	・相当の期限を定めて、必要な措置命令	○	○
6 第26条第4項	知事は、第九条の許可に係る土砂等の埋立て等が、第十四条第一項第五号、第六号又は第八号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。	許可を受けた者	・土砂等の埋立て等が施工されている間、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていないとき ・土砂等の埋立て等において、最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状並びに土砂等の埋立て等に供する施設の計画が、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合しないとき 八 地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていないとき	・相当の期限を定めて必要な措置命令 ・相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	—
7 第26条第5項	知事は、第九条の許可及び第●条の届出に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者又は届出を行った者に対し、その原因の調査その他当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等により生じ、又は生じるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。	許可を受けた者 届出を行った者	第九条の許可又は第●条の届出に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したとき	・相当の期限を定めて必要な措置命令 ・相当の期間を定めて当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	○

8		第1号	許可を受けた者	第八条第二項又は第三項の規定による命令に違反したとき	当該許可の取消し	○	—		
9		第2号	許可を受けた者 届出を行った者	偽りその他不正の手段により第九条の許可、 第●条の届出 、第十五条第一項の変更許可又は第二十五条第一項の承認を受けたとき	・当該許可の取消し ・相当の期間を定めて当該許可 又は届出 に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	○		
10		第3号	許可を受けた者	正当な理由なく、第九条の許可を受けた日から起算して一年を経過した日までに当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないとき	・当該許可の取消し ・相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	—		
11		第4号	許可を受けた者	第九条の許可に基づき土砂等の埋立て等に着手した後、正当な理由なく、一年以上引き続き当該許可に係る土砂等の埋立て等を行わないとき	・当該許可の取消し ・相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	—		
12	第27条第1項	第5号	許可を受けた者	第十四条第一項第一号イ、二、ホ又はヘに該当するに至ったとき	当該許可の取消し	○	—		
13		第6号	許可を受けた者	第十四条第一項第一号トからリまで（同号イ、二、ホ又はヘに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき	当該許可の取消し	○	—		
14		第7号	許可を受けた者	第十五条第一項の変更許可を受けなければならない事項を同項の変更許可を受けないで変更したとき	当該許可の取消し	○	—		
15		第8号	許可を受けた者	第十四条第三項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき	・当該許可の取消し ・相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	—		
16		第9号	許可を受けた者 届出を行った者	第十八条から第二十二条までの規定に違反したとき	・当該許可の取消し ・相当の期間を定めて当該許可 又は届出 に係る土砂等の埋立て等の停止命令	○	○		
17		第10号	許可を受けた者	前条及びこの項の規定による命令に違反したとき	当該許可の取消し	○	—		
18		第29条委第1項	知事は、 <u>第二十六条（第二項を除く。）の規定による命令（土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第十條の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。</u> 一 前条第一項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、第九条の許可、 第●条の届出 又は第十五条第一項の変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者 二 前条第二項の規定による報告を怠った者		第十條の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するもの ・許可、 届出 又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合の確認を怠った土地の所有者 ・上記土砂等の埋立て等を確認したが、知事への報告を怠った者	第二十六条（第二項を除く。）の規定による命令（土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないとき	当該命令に係る措置を講ずるよう勧告	○	○
19		第29条第2項	知事は、 <u>前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。</u>		前項の規定による勧告を受けた者	前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるとき	当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずる	○	○

条例の罰則規定（案）

	違反事項	罰則
命令違反	○土砂基準に適合しない埋立て等が行われているおそれがある場合の停止又は措置命令に違反した者（第 8 条第 2 項） ○土砂基準に適合しない埋立て等が確認された場合の撤去又は措置命令に違反した者（第 8 条第 3 項）	
無許可等の埋立て	○許可（第 9 条）を受けずに又は届出（第●条）を行わずに埋立て等を行った者 ○許可（第 15 条第 1 項）を受けずに許可を要する変更を行った者 ○承認（第 25 条第 1 項）を受けずに、許可の地位を承継し、又は届出（第●条）を行わずに、届出の地位を承継し、埋立て等を行った者	2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
虚偽等による許可等の取得	○虚偽や不正な手段により ・許可（第 9 条）を受けた者 ・許可（第 15 条第 1 項）を受けた者 ・許可の地位承継の承認（第 25 条第 1 項）を受けた者	
措置命令違反（災害防止措置）	○災害防止等のための命令（第 26 条第 1 項～4 項）に違反した者	
措置命令違反（排水の水質基準不適合）	○排水の水質基準に適合しなかった場合の命令（第 26 条第 5 項）に違反した者	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
土地所有者への命令違反	○第 10 条による同意をした土地所有者が当該同意に係る埋立て等の施工状況の定期確認をしなかった場合に発せられる命令（第 29 条第 2 項）に違反した者	6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
搬入禁止違反	○搬入禁止区域に土砂等を搬入した者（第 31 条）	
搬入の報告義務違反	○搬入土砂等の発生源の確認と汚染のおそれの確認の報告（第 18 条第 2 項）を行わなかった者、又は虚偽の報告をした者	
土砂等管理台帳義務違反	○土砂等管理台帳（第 19 条）を作成しなかった者 ○土砂等管理台帳に必要な記載をしなかった者 ○土砂等管理台帳に虚偽の記載をした者	
使用土砂量報告義務違反	○使用された土砂等の量の報告（第 20 条）を行わなかった者 ○使用された土砂等の量について虚偽の報告をした者	
水質調査及び土壌調査報告義務違反	○排水水質調査（第 21 条第 1 項又は第 2 項）を行わなかった者 ○水質調査結果報告（第 21 条第 1 項～3 項）を行わなかった者 ○土壌調査結果報告（第●条）を行わなかった者 ○水質調査結果及び土壌調査結果について虚偽の報告をした者	50 万円以下の罰金
標識及び境界標設置義務違反	○標識（第 22 条第 1 項）を掲示しなかった者 ○境界標（第 22 条第 2 項）を設置しなかった者	
報告義務違反	○県の求める報告（第 33 条第 1 項）をせず埋立て等を行っている者 ○虚偽の報告をした埋立て等を行っている者	
立入検査の拒否・妨害・忌避等	○県による立入検査、物件の収去、質問（第 33 条第 1 項）を拒否、妨害、忌避した者	
届出義務違反	○次の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・（新設の）届出（第●条） ・軽微な変更の届出（第 15 条第 5 項） ・埋立て等の着手の届出（第 17 条） ・完了、廃止（休止）、再開の届出（第 24 条第 1 項）	30 万円以下の罰金
関係書類保存義務違反	○土砂等管理台帳及び県に提出した書類の写しの保存（第 23 条）をしなかった者	

は届出制度でも罰則を想定している項目